

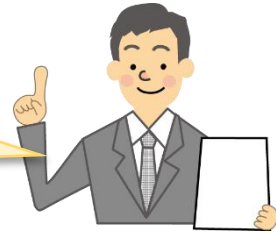


抵当権 と 根抵当権 の違い



根抵当権という言葉をよく聞きますが
普通の抵当権とどのように違うのですか？

根抵当権も抵当権の一種です。



抵当権

すでに発生した特定の債権を担保するものです。
従って担保されている特定の債権が弁済などによって消滅すると
それを担保していた抵当権自体も消滅します。

例

○月○日に貸し付けた金○円の貸金債権

根抵当権

**継続的な取引から生じる
不特定多数の債権複数個を一括して**担保する抵当権です。

担保を設定するときに「特定の債権」が存在していなくとも構いません。
次々に発生する債権を担保するために存続し、
個々の債権が弁済され消滅しても、根抵当権は消滅することがありません。

根抵当権を設定するときは、
担保する**債権の範囲**を取引の種類などによって特定する必要があります。

債権者と債務者との間に将来発生する全ての債権を担保させることはできません。
また、担保する債権の最高限度額 (= **極度額**) をあらかじめ決めておく必要があります。

「債権の範囲」の例

- 手形債権
- 銀行取引
- 保証委託取引

この他にも、根抵当権には独特な決まりがあります。
不動産登記・抵当権のご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

相談しようか
迷っている方へ

東近江市 いわさき様

お集め | お願いいたします

